

答 申 第 234 号

令和6年11月1日

神戸市長  
久元 喜造 様

神戸市情報公開審査会  
会長 中原 茂樹

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について

( 答 申 )

令和6年8月2日付神行総第599号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「職員証認証複合機で印刷した文書」の公開決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

処分庁が「人事評価苦情申出書」を対象文書として特定し公開とした決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

(1) 審査請求人（以下「請求人」という。）は、神戸市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、令和6年4月1日受付で以下の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

神戸市職員〇〇〇〇（以下「職員A」という。）（～〇.〇.〇中央区保健福祉部保健福祉課担当係長）が、職員証認証複合機で印刷した下記の文書。「ドキュメント名」「更新日時」「総ページ数」の順で記します。なお当該文書が後（のち）に更新を重ねた可能性もありますので、そのような場合は、最終形の文書も開示願います。

2. 「kujomoushidesho-yoshiki.xlsx」「2023/3/17 9:15」「1」

(2) 市長（以下「処分庁」という。）は、令和6年4月15日付けで本件請求に対して、「人事評価苦情申出書」（以下「本件公文書」という。）を特定し、公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

(3) 請求人は、令和6年5月2日受付で、本件処分の取消し及び正当な所管部署からの公文書公開並びに正当な所管部署が本件公文書を保有していない場合は、料金の返還を求める、との裁決を求めて審査請求をした。

3 請求人の主張

請求人の主張を、令和6年5月2日受付の審査請求書、令和6年6月18日受付の反論書から要約すれば、概ね以下のとおりである。

(1) 公開された「人事評価苦情申出書」というタイトルの1枚の紙には、何も具体的な内容が書かれておらず、所謂「様式」に過ぎない。これは審査請求人が公開を求めているものではない。以下場合分けして述べる。

① 職員Aが「人事評価苦情申出書」というタイトルの1枚の紙（単なる様式）に印刷時以降何も書き入れていなかった場合

そもそも該当文書の特定を行うとすれば、様式を所管する神戸市行財政局人事課（以下「人事課」という。）となるはずである。神戸市中央区保健福祉部保健福祉課（以下「中央区保健福祉課」という。）が所管というのは誤っている。取り消したうえで人事課が決定すべきである（以下「本件主張1」という。）。

② 職員Aが「人事評価苦情申出書」というタイトルの1枚の紙（単なる様式）に印

刷時以降何か書き入れていた場合

そのような文書が所定のルートを通って人事課に届いたとすれば、中央区保健福祉課が所管というのは誤っている。取り消したうえで人事課が決定すべきである。そのような文書が所定のルートを通って人事課に届いていないとすれば、当該文書が公文書として保管されているかどうかの問題となってくる（以下「本件主張2」という。）。

- (2) 本件請求に係る公文書公開請求書の補正について、電話で急な問い合わせを受けて非常に困惑した記憶がある。こちらの勤務時間中で、電話が鳴ったため慌てて倉庫に入り、他者が入ってこないかびくびくしながら対応したことを記憶している。矢継ぎ早に、このままでよいのかという灰めかしを受けたが、そういう状況で即答できるはずもなく、書いてあるとおりで補正はしないと答えたかしのれない。補正したとしてどんな不利益があるとかの教示もなく、こちらとしてもそれを検討する十分な時間もなかった。行政手続として、文書によらず、電話での相手方とのやりとりを行政上の決定の根拠にするというのは、そもそもおかしいのではないか。
- (3) 特定のための労力は別にどこの部局が払ってもよいが、公開された文書の所管が人事課であるならば、所管課は人事課であるはずだ。その文書を組織的に管理保存する責任を有する部局こそが所管課となるはずで、そう考えないと、文書の成り立ちや経緯その他諸々についての質問には中央区保健福祉課は答えられないはずである。中央区保健福祉課は所管課決定上のミス認めず、開き直って屁理屈を述べているに過ぎない。
- (4) 処分庁は、「`kujomoushidesho-yoshiki.xlsx`」が「人事評価苦情申出書」というタイトルの1枚の紙であるということは、処分庁が審査請求人に公開決定して初めてわかる事実である」と主張するが、本当だろうか。公開決定の前に「特定」をするのではないか。公開決定の前に分かる事実である。
- (5) さらに審査請求人は「更新を重ねた可能性」があるため、「最終形の文書」の開示も求めた。何故神戸市中央区総務部地域協働課や人事課に問い合わせ、職員Aが公開された様式に書き入れて、しかるべき部署に提出し公文書として保管されているかどうかを「特定」しようとならないのか。処分庁は知らぬ存ぜず、分かりませんと開き直っており、甚だしい怠慢である。市民の知る権利を著しく侵害する横暴な行為である。公開請求する市民の意図を十分に汲んでいない。何事も市民目線という組織ルールはないのだろうか。

#### 4 処分庁の主張

処分庁の主張を、令和6年5月31日受付の弁明書、令和6年9月30日の審査会における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

- (1) 本件主張1について、本件請求に書かれているとおりの「職員Aが、職員証認証複合機で印刷した下記の文書」を特定するにあたって、中央区保健福祉課から人事課

に以下①～②のとおり確認した。

①「kujomoushidesho-yoshiki.xlsx」の名称で様式を庁内イントラネットに掲載している。

②様式名は「人事評価苦情申出書」である。

との結果であった。

本件請求にある職員証認証複合機及び出力した職員の所属及び認証機のログを基に文書特定するのは中央区保健福祉課である。審査請求人の「人事課となるはず」「人事課が決定すべき」との主張であるが、処分庁として確認し公開決定した公文書である。

(2) 本件主張2について、まず、当該職員が当該様式を使用したとして、書き入れた内容をもって人事評価苦情相談の申出を行った場合の所管部署は中央区総務部地域協働課となり、人事評価苦情処理の申出を行った場合の所管部署は人事課となる。そのうえで、今回の公文書公開請求においては「職員証認証複合機で印刷した下記の文書」の請求であったため、当該様式を公開したものである。

「kujomoushidesho-yoshiki.xlsx」が「人事評価苦情申出書」というタイトルの1枚の紙であるということは、処分庁が審査請求人に公開決定して初めてわかる事実である。

なお、印刷後その紙を当該職員が使用したのか、他の職員に配付されたのか、最終的に申し出に使用しなかったのか等、職員証認証複合機で出力された様式がどう活用されたか、公文書として保存される性質のものかを特定することは不可能である。

以上のことから、処分庁の判断には何ら影響しないものとする。

## 5 審査会の判断

(1) 本件公文書について

本件公文書は、神戸市職員の人事評価に関する相談等に関する要綱第7条規定の【様式1 人事評価苦情申出書】であり、職員が人事評価の結果や手続きに関し苦情相談や苦情処理の申し出を行う際に、各局室区の人事担当課や各任命権者の人事担当課に提出するために利用されるものである。当該様式は、職員が閲覧することのできる庁内イントラネットに掲載されている。

(2) 本件の争点について

処分庁は、公文書公開請求書に公開を請求する公文書の内容として記載されていたドキュメント名「kujomoushidesho-yoshiki.xlsx」で文書の検索を行い、ドキュメント名が一致した本件公文書を対象文書として特定し、公開決定を行った。

これに対し請求人は、中央区保健福祉課が所管というのは誤りであり、正当な所管部署からの公文書公開決定を求めるとともに、本件公文書に職員Aが書き入れて中央区地域協働課や人事課へ提出され保管されている場合は、その文書も特定す

べきと主張している。

したがって、本件における争点は、文書特定の妥当性及び文書特定を行った部署の妥当性である。

以下、検討する。

### (3) 文書特定の妥当性

公文書公開請求書を見分したところ、その請求内容には、「職員 A が、職員証認証複合機で印刷した下記の文書」として、「ドキュメント名」「更新日時」「総ページ数」が示されている。(`kujomoushidesho-yoshiki.xlsx`「2023/3/23 11:56」「1」)

処分庁に確認したところ、はじめに、請求内容に記載された「ドキュメント名」から、職場内の共有フォルダや職員が使用するパソコン内を丁寧に検索したが、「ドキュメント名」が一致する文書データは見当たらなかったということであった。

つぎに、「ドキュメント名」から推測し、人事評価苦情制度を所管する人事課に連絡したところ、「kujomoushidesho-yoshiki.xlsx」の名称で様式を庁内イントラネットに掲載していること、及び、様式名は「人事評価苦情申出書」であることが確認できたため、本件公文書として特定したということであった。

処分庁が対象文書として特定した本件公文書は、請求内容と「ドキュメント名」「総ページ数」が一致しており、また、職員が閲覧や利用ができるように庁内イントラネットに掲載されていることから、当該データを職員 A が所属の職員証認証複合機で印刷したと考えるのが自然であり、請求内容にそった文書の特定がなされているといえる。

一方、請求人は、公文書公開請求書に「当該文書が後（のち）に更新を重ねた可能性もありますので、そのような場合は、最終形の文書も開示願います。」とも記載し、審査請求書や反論書においては、本件公文書は所謂「様式」に過ぎず、請求人が公開を求めているものではなく、その後何か書き入れたものがあるのであれば、それを公文書として特定すべきであると主張している。

しかし、公文書公開請求書には、職員 A が職員証認証複合機で印刷した文書として「ドキュメント名」等が示されているだけで、印刷した後に書き入れた文書や所管部署に提出された文書を請求する内容の記載はなされていない。そもそも、「ドキュメント名」が一致しなければ、請求内容の文書を更新して保存したものかどうかは不明であり、特定することは不可能である。

その点、処分庁は、本件処分を行うにあたり、令和 6 年 4 月 8 日に請求人に架電し、文書を特定するための条件があれば請求内容の補正をするように求めたが、請求人からは補正はしないとの回答であった。

請求人が審査請求書及び反論書において主張しているように、印刷した後に書き入れた文書や所管部署に提出された文書の公開を求めているのであれば、当初よりその旨を公文書公開請求書に明示すべきである。

したがって、本件公文書の特定は、適正になされており、不十分な点は認められ

ないことから妥当である。

(4) 文書特定を行った部署の妥当性

請求人は、本件公文書を所管する人事課が文書特定を行うべきで、中央区保健福祉課が特定を行うのは誤りであると主張している。

たしかに、人事評価制度を所管し庁内イントラネットに本件公文書であるデータを掲載している部署は、人事課である。

しかしながら、請求内容は、「職員 A が、職員証認証複合機で印刷した下記の文書」とあることから、職員 A の在籍部署である中央区保健福祉課が、職場内の共有フォルダや職員が使用するパソコンも含めて検索を行い、本件公文書の特定を行ったものである。

文書の検索を行った結果、人事課が所管する庁内イントラネットに掲載されている様式を特定することになったとしても、実際に職員 A が職場に設置された職員証認証複合機から文書を印刷した部署であり、文書の検索を行った中央区保健福祉課が文書を特定することは、合理的であるといえる。

(5) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審 査 会	経 過
令和6年5月2日	—	* 請求人から審査請求書を受理
令和6年6月13日	—	* 処分庁から弁明書を受理
令和6年7月2日	—	* 請求人から反論書を受理
令和6年7月22日	—	* 処分庁から上申書を受理
令和6年8月2日	—	* 諮問書を受理
令和6年9月30日	第 370 回審査会	* 処分庁の職員から非公開理由等を聴取 * 審議
令和6年10月22日	第 371 回審査会	* 審議